

高山市条例第 3 号

高山市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

高山市長 田 中 明

高山市税条例の一部を改正する条例

高山市税条例（昭和３０年高山市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（市民税の申告） 第２８条 第２４条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の<u>支払い</u>を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。））、法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第２９条の２第１項第３号及び第２９条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の	（市民税の申告） 第２８条 第２４条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の<u>支払</u>を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。））、法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第２９条の２第１項第３号<u>並びに第２９条の３第１項及び第２項第４号</u>において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しく

控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の4の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）については、この限りでない。

2～8 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

は医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の4の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）については、この限りでない。

2～8 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法規則で定めるものをいう。次条第4項及び第59条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払いを受けるものであつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第59条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法規則で定めるものをいう。次条第5項及び第59条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第29条の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(1) 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第２４条第１項第１号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５９条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他法規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的

限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他法規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者

年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(寄附金税額控除)

第36条の4 (略)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(固定資産税の免税点)

は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(寄附金税額控除)

第36条の4 (略)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(固定資産税の免税点)

第69条 同一の者についてその所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

付 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第7条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第8条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納

第69条 同一の者についてその所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

付 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第7条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第8条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該

税義務者の第35条及び第36条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第8条の4 第36条の4の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第10条の2第1項、付則第10条の3第1項、付則第11条第1項、付則第12条第1項、付則第12条の2第1項、付則第12条の2の2第1項又は付則第12条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第36条の4第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第8条の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第36条の4第1項及び第

納税義務者の第35条及び第36条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第8条の4 第36条の4の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第10条の2第1項、付則第10条の3第1項、付則第11条第1項、付則第12条第1項、付則第12条の2第1項、付則第12条の2の2第1項、付則第12条の2の3第1項又は付則第12条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第36条の4第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第8条の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用さ

2 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 11 条の 2 (略)

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 11 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

れる場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第 36 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 11 条の 2 (略)

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 11 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 6 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 12 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の 市民税の課税の特例) 第 1 2 条の 2 の 2 (略)	<u>の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の急傾斜 地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等におけ る土砂災害防止対策の推進に関する法律（平 成 1 2 年法律第 5 7 号）第 9 条第 1 項の土砂 災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害 対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号）第 5 6 条 第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、 当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規 定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優 良住宅地等予定地のための譲渡に該当しない ものとみなす。</u> (上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の 市民税の課税の特例) 第 1 2 条の 2 の 2 (略) <u>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人 の市民税の課税の特例)</u> 第 1 2 条の 2 の 3 <u> 当分の間、所得割の納税義 務者が前年中に租税特別措置法第 3 8 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑 所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡 所得及び雑所得については、第 3 4 条第 1 項 及び第 2 項並びに第 3 5 条の規定にかかわら ず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所 得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額 として令附則第 1 8 条の 6 の 4 で定めるとこ ろにより計算した金額（以下この項において 「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と いう。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲 渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所 得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替 えて適用される第 3 4 条の 3 の規定の適用が</u>
--	---

ある場合には、その適用後の金額）をいう。
）の１００分の３に相当する金額に相当する
市民税の所得割を課する。

２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定
めるところによる。

(１) 第３４条の３の規定の適用については、
同条中「総所得金額」とあるのは、「総所
得金額、付則第１２条の２の３第１項に規
定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金
額」とする。

(２) 第３６条の３から第３７条まで、第３７
条の２第１項、付則第８条第１項及び付則
第８条の３第１項の規定の適用については
、第３６条の３中「所得割の額」とあるの
は「所得割の額及び付則第１２条の２の３
第１項の規定による市民税の所得割の額」
と、第３６条の４第１項前段、第３７条、
第３７条の２第１項、付則第８条第１項及
び付則第８条の３第１項中「所得割の額」
とあるのは「所得割の額並びに付則第１２
条の２の３第１項の規定による市民税の所
得割の額」と、第３６条の４第１項後段中
「所得割の額」とあるのは「所得割の額及
び付則第１２条の２の３第１項の規定によ
る市民税の所得割の額の合計額」とする。

(３) 第３８条の規定の適用については、同条
中「又は山林所得金額」とあるのは「若し
くは山林所得金額又は付則第１２条の２の
３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲
渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得
金額」とあるのは「、山林所得金額若しく
は付則第１２条の２の３第１項に規定する
特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と
する。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第69条の改正及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第36条の4第2項の改正並びに付則第8条の4の改正（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改正する部分に限る。）、付則第8条の6の改正及び付則第11条の2の改正並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 付則第8条の4の改正（前号に掲げる改正を除く。）及び付則第12条の2の2の次に1条を加える改正並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の高山市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第29条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の高山市税条例第29条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第8条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をし

た家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる改正による改正後の高山市条例付則第8条の4の規定は、同号に掲げる改正の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例付則第11条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる改正の施行の日以後に行う新条例付則第11条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例付則第12条の2の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第69条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。